

時価情報

◎有価証券関係

1. 売買目的有価証券

該当事項ありません。

2. 満期保有目的の債券

[単位：百万円]

種類	平成26年9月期			平成27年9月期			
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	11,389	11,561	172	11,309	11,840	531
	地方債	1,455	1,476	20	650	655	4
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	—	—
	その他の有価証券	—	—	—	—	—	—
	小計	12,844	13,037	193	11,960	12,496	536
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	—	—
	その他の有価証券	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計	12,844	13,037	193	11,960	12,496	536	

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当事項ありません。

[注] 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

[単位：百万円]

	平成26年9月期	平成27年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	1,329	1,684
関連法人等株式	—	—
合計	1,329	1,684

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券

[単位：百万円]

種類	平成26年9月期			平成27年9月期			
	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	19,124	12,373	6,751	19,375	11,071	8,304
	債券	486,208	478,191	8,016	425,947	417,080	8,866
	国債	278,543	274,042	4,500	227,197	222,282	4,915
	地方債	119,603	117,163	2,439	122,289	119,533	2,755
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	88,061	86,985	1,076	76,460	75,264	1,196
	その他	37,069	35,095	1,974	68,496	65,828	2,668
	外国債券	19,463	19,274	188	37,751	37,243	508
	その他の有価証券	17,606	15,820	1,785	30,744	28,584	2,160
	小計	542,402	525,660	16,741	513,819	493,980	19,839
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,070	1,210	△139	2,250	2,453	△202
	債券	11,519	11,527	△8	29,354	29,381	△27
	国債	997	997	△0	—	—	—
	地方債	—	—	—	4,222	4,228	△6
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	10,521	10,529	△8	25,132	25,153	△21
	その他	3,879	3,894	△15	22,629	23,079	△449
	外国債券	3,879	3,894	△15	7,627	7,682	△54
	その他の有価証券	—	—	—	15,001	15,397	△395
	小計	16,469	16,632	△163	54,234	54,914	△679
合計	558,871	542,293	16,578	568,054	548,894	19,159	

[注] 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券 [単位：百万円]

	平成26年9月期	平成27年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	1,546	1,793
その他	2	170
合計	1,548	1,963

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 減損処理を行った有価証券

平成26年9月期

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当中間期における減損処理額は、株式0百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したこと」としております。

平成27年9月期

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当中間期における減損処理額は、該当なしであります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したこと」としております。

◎金銭の信託関係

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当事項ありません。

◎デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項ありません。

(2) 通貨関連取引

[単位：百万円]

種類	平成26年9月30日				平成27年9月30日			
	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
為替予約								
店頭 売建	16,335	—	△933	△933	43,049	—	710	710
買建	10	—	0	0	2,855	—	2	2
合計	—	—	△932	△932	—	—	713	713

[注] 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定：割引現在価値等により算定しております。

3. 金融商品取引所取引については、該当事項ありません。

(3) 株式関連取引

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引

該当事項ありません。

(5) 商品関連取引

該当事項ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当事項ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項ありません。

(2) 通貨関連取引

[単位：百万円]

ヘッジ会計の方法	種類	平成26年9月30日			平成27年9月30日				
		主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	為替予約	外貨預金	7,250	—	△27	外貨預金	13,050	—	△9
合計			—	—	△27	—	—	—	△9

[注] 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定：割引現在価値等により算定しております。

3. 為替予約等の振当処理によるものは、該当事項ありません。

(3) 株式関連取引

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引

該当事項ありません。